



2019年度 事業計画

社会福祉法人共生会 松風荘

目次

| | |
|-----------------------|----|
| I. 理念と方針 | 2 |
| 社会福祉法人共生会 経営理念 | 2 |
| 社会福祉法人共生会 経営方針 | 2 |
| 松風荘の基本理念..... | 3 |
| 松風荘の養護方針..... | 3 |
| 今年度の重点方針..... | 3 |
| II. 施設の概要 | 4 |
| III. 権利擁護..... | 9 |
| IV. 中期計画..... | 9 |
| V. 運営管理に関する事業計画 | 10 |
| VI. 家庭支援事業計画..... | 13 |
| VII. 生活支援事業計画..... | 14 |
| 本園 | 14 |
| 第一分園（パインツリー） | 17 |
| 第二分園（ツインリーフ松風） | 20 |
| 第三分園（もちのき） | 22 |
| VIII. 自立支援事業計画..... | 26 |
| IX. 心理支援事業計画..... | 29 |
| X. 食生活支援事業計画 | 31 |
| XI. 委員会活動事業計画 | 37 |
| 防災安全委員会 | 37 |
| マニュアル委員会..... | 39 |
| 性教育委員会 | 41 |

I. 理念と方針

社会福祉法人共生会 経営理念

当法人は設立の精神である「共生」の精神に則り、利用者と事業者が共に手を携えて支え合い、自立に向けて支援することを基本理念としています。

1 利用者の尊重

共生の精神に則り、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

2 自立支援

利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

3 安心・安全な生活

利用者や家族が安心・安全な生活ができるよう支援します。

4 地域との連携

地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流につとめ、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

社会福祉法人共生会 経営方針

利用者の権利擁護を中核に据えれば、経営のコンプライアンス・透明性・説明責任・公開性の確立は法人経営にとって不可欠である。そのために公認会計士による外部監査の実施、顧問弁護士による法の遵守の徹底、顧問経営コンサルタントによる経営の適正化を図ってきています。

1 健全経営の実現

自己収入で支出し賄い得るよう工夫し、無駄をなくし、効率化に努め健全な経営を確立します。

2 地域との連携

地域との交流の推進を図り、安心と信頼で結ばれる社会福祉事業の運営をします。

3 サービスの質の向上

利用者本位のサービスを実現するため、業務の標準化を図るとともに、それを最低基準として品質向上の鍵を握る職員のレベルアップを、業務を通して実現します。

4 第三者サービス評価の受審

第三者サービス評価機関によるサービス評価を積極的に受審します。

5 苦情解決制度の実施

苦情解決のしくみとして第三者委員を選定し、サービスのチェックを実施します。

6 情報の公開

情報公開は説明責任として、個人情報保護法の範囲内において、インターネット上、文書による情報を提供します。

7 責任と権限の明確化

組織として事業活動を実践しているという原点に立ちかえり、職員各自の組織上の役割、権限、責任を明確にして、組織一体となって業務遂行にあたります。

8 働きやすい環境

誇りをもって働きやすい法令遵守の職場環境づくりに努めます。

松風荘の基本理念

児童福祉法、児童憲章及び児童の権利に関する条約の精神に則り、児童の基本的人権を擁護し、福祉の増進をはかり、心身共に健康な人間の育成をめざして、自立のための支援を行います。

創始者積惟勝先生の施設養護への思いである「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を目標に、一人ひとりの社会性や人間関係を豊かにするとともに、個別的な関わりを大切にしながら家庭的な施設づくりをすることを基本理念としています。

松風荘の養護方針

- ① 子どもたちの最善の利益を守り、発達成長を支援します。
- ② 愛情に満ちた環境の中で、安全で安心した生活を用意し、子どもたちの生活意欲を育てます。
- ③ お互いに認め、大切にしよう仲間作りをしながら、責任感・思いやり・助け合いの心を育てます。
- ④ 子どもたちの学習を支援します。中学生には高校進学、高校生には主体的な進路選択ができるよう援助します。
- ⑤ 社会的な人間関係の自立、社会生活の自立や卒園後の自活生活を支援します。
- ⑥ 体罰等の人権侵害行為を否定し、受容的なかわりを心がけ、心の痛みを受け止めた治療的な養護をめざします。
- ⑦ 学習指導や行事にともに参加してくれるボランティアやフレンドホーム（短期里親）は子どもたちの大きな支えとなっています。
- ⑧ 親との関係を密にし、ともに子育てをすることを大切にしながら、家庭復帰をめざします。
- ⑨ 児童相談所・学校・地域・関係諸機関との連携をとりながら子育てをします。
- ⑩ 「子どもの権利ノート」の活用」「第三者による施設サービス評価の実施」「苦情解決制度の推進」などを通して児童の権利擁護の充実を図ります。

今年度の重点方針

「子育ての基本を見直そう」

- ① 人材育成に力を入れます。
 - ・ OJT の充実。新任職員に対する教育の強化。具体的な支援方針の学びを行います。

- ・ GH 職員の支援強化。支援員の複数配置を実施します。
- ・ OFF-JT の積極的参加を促します。（年間、一人一研修の徹底）

② 家庭的養育の見直しを行います。

自立に必要な知識経験を生活場面での取得が出来るように援助します。

「将来の展望を考えよう」

- ① 第一分園については、移転当初から、契約年限が限定されており、移転先を考えなければいけない。
ツインリーフ横の土地の取得が可能であれば取得し、法人所有のGHを建設し、隣接するホームとして展開出来るように考えていきたい。
- ② 本園の老朽化に伴う建て替えについて、数年間の建て替え計画を推進し、今年度中におおまかな計画を立てていく。

II. 施設の概要

1. 目的

児童福祉法に基づく児童養護施設として、東京都の児童相談所より措置された幼児から 18 歳までの保護の必要な児童を受け入れ、児童を養護し自立を支援します。

地域の児童と共に、幼稚園・小学校・中学校に就学し、進学希望者には各種学校や高等学校の教育を保障する。また退所した者に対する相談援助を行います。

施設においては、安心できる生活の場を保障し、児童の発達に応じて、必要な生活・学習・進路等の支援をし、家族関係の調整をはかるなかで、心身ともに健全な児童として自立ができるよう援助します。

2. 沿革

1945(昭和 20)年 4 月

集団疎開に参加できず孤児となった子どもの養育のため、世田谷区の身延山関東別院を借りて、教育局により東京都二子玉川学寮として事業を開始、7 月に寮長として積惟勝就任、その後北多摩郡の南養寺に移転、南養寺学寮に変更。

1948(昭和 23)年 4 月

静岡県沼津市大諏訪に移転、東京都片浜学寮と改称、松風荘(俗称)という。

1950(昭和 25)年 4 月

児童福祉法施行に伴い教育局より民生局に移管、東京都沼津児童学園となる。

1951(昭和 26)年 3 月

民家（1 階平屋建て）を取得し、現在地に移転。

1956(昭和 31)年 9 月

東京都より社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会に移管、松風荘となる。

1963(昭和 38)年 6 月

児童福祉法による養護施設の認可を得る、定員 25 名。

1967(昭和 42)年 3 月

木造から鉄筋コンクリート造りに全面改築する。

1979(昭和 54)年 5 月

内部改修、和室より洋室に変更する。

2005(平成 17)年 3 月

耐震工事完了。

2005(平成 17)年 4 月

社会福祉法人共生会に移管する。

2009(平成 21)年 4 月

小規模グループケア地域型グループホーム「パインツリー」開設する。

2011(平成 24)年 4 月

小規模グループケア地域型グループホーム「ツインリーフ松風」開設する。

2016 (平成 28) 年 11 月

小規模グループケア地域型グループホーム「もちのき」開設する。

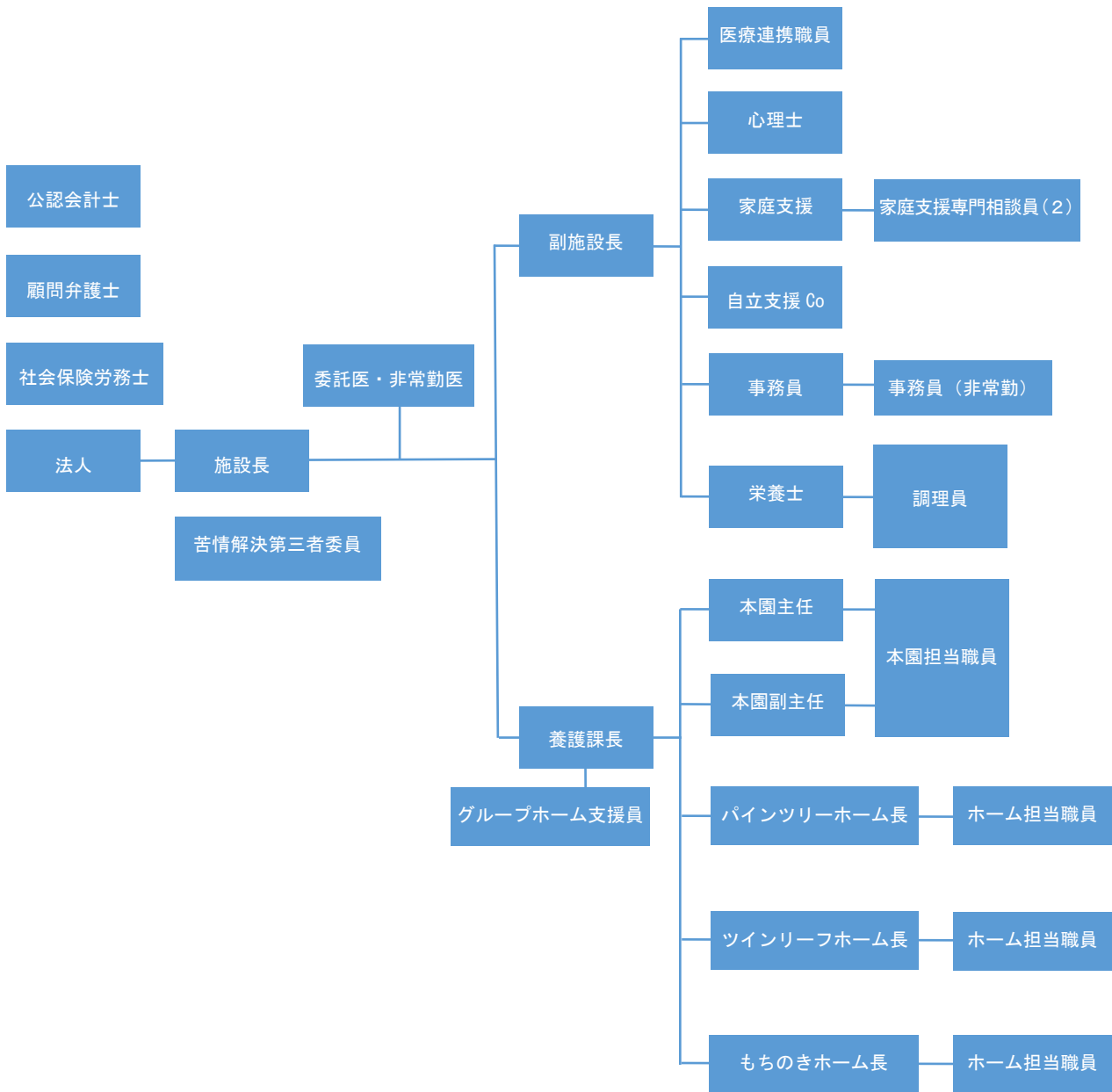
3. 施設の規模

| | 児童定員 | 職員 | 敷地面積 | 建物面積他 |
|------|------|--------------------|--------------------------------------|---|
| 施設全体 | 30名 | 35名（嘱託医 含） | | |
| 本園 | 12名 | 20名 (内ケアワーカー8名) | 462.8 m ² (約 140 坪) | 340.423 m ² (約 104 坪) 鉄筋コンクリート 2 階建 |
| 第一分園 | 6名 | 3名+支援員+調理 他 | 約 660 m ² (約 200 坪) | 183.41 m ² (55.5 坪) 木造 2 階建 5DK |
| 第二分園 | 6名 | 3名+支援員+調理 他 | 251.43 m ² (約 76 坪) | 211.57 m ² (64 坪) 木造 2 階建 7LDK |
| 第三分園 | 6名 | 3名+支援員+調理 他 | 193.82 m ² (約 59 坪) | 144.91 m ² (59 坪) 木造 2 階建 5LDK |

4. 職員構成

| | | | | | | | |
|---------------|---|-----------------|---|------------------|----|------------------|---|
| 施設長 | 1 | 副施設長 (基幹的職員) | 1 | 養護課長 (FSW 兼務) | 1 | 嘱託医 | 1 |
| 事務員 | 1 | 事務員 (非) | 1 | 栄養士 | 1 | 調理員 | 2 |
| 調理員 (非) | 4 | 心理士 | 1 | 保育士 指導員 | 14 | 医療連携職員 (非) | 1 |
| 家庭支援専門相 談員 | 2 | 個別対応職員 | 1 | グループホーム 支援員 | 2 | 自立支援コーデ ィネーター | 1 |

5. 組織図



6. 業務分担表

| | 職種 | 職務内容 |
|---------|---------------------|---|
| | 統括施設長 | ○伊豆長岡学園と松風荘の運営管理を統括し、必要に応じて助言、及び指導を行う。 |
| 管理職 | 施設長 | ○事業全体の目標、計画、進行管理、○予算、決算、財務、施設整備(会計責任者)、○組織、人事の活性化、改善、○行政機関、関係機関等に対して施設を代表、○苦情解決責任者、○防火管理者 |
| | 副施設長 | ○事業全体の目標、計画、進行管理 ○組織、人事の活性化、改善、リーダー層の育成 ○児童支援に関するスーパーバイス ○専門職のとりまとめ ○その他、施設長の補佐及び代理 ○職員採用に関する業務 ○職員会議、養護会議の司会進行 |
| | 養護課長 | ○事業全体の目標、計画を把握 ○児童支援に関するスーパーバイス ○リーダー層の育成 ○子ども手当 ○苦情解決担当(苦情受付者) ○その他、施設長が必要と認めたもの |
| 専門職 | ファミリーソーシャルワーカー(FSW) | ○自立支援計画作成への助言および進行管理○対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務、○退所後の児童に対する継続的な相談援助、○里親委託の推進のための業務、○児童相談所等関係機関との連絡・調整、○ケースの進行管理 ○外部の会議への参加 |
| | ファミリーソーシャルワーカー(FSW) | ○自立支援計画作成への助言および進行管理○対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務、○退所後の児童に対する継続的な相談援助、○里親委託の推進のための業務、○児童相談所等関係機関との連絡・調整、○ケースの進行管理 ○外部の会議への参加 |
| | 自立支援コーディネーター | ○自立支援計画作成への助言および進行管理 ○学習・進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携 ○3.高校中退者など個別対応が必要な児童に対する支援 ○施設退所者に対する継続的な状況把握および自立支援のマネジメント ○外部の会議への参加 ○第三者評価の実施に関する業務(業者選定は施設長が行う) ○その他施設長が必要と認めた業務 |
| 本園 | 本園主任 | ○本園の生活担当職員の業務(日常生活支援に係る業務)や労務(勤務表作成等)の管理 ○設備等の保守、管理 ○本園の行事計画の立案実行を主導 ○実習生の受入に関する業務 ○新任、若手職員の育成に関する業務 ○地域との連携に関する業務 |
| | 本園副主任 | ○本園の生活担当職員の業務(日常生活支援に係る業務)や労務(勤務表作成等)の管理 ○設備等の保守、管理 ○本園の行事計画の立案実行を主導 ○実習生の受入に関する業務 ○新任、若手職員の育成に関する業務 ○地域との連携に関する業務 ○本園主任の補佐 |
| | 本園担当職員 | ○自立支援計画書の策定と実施(自立支援計画策定マニュアルに沿って) ○生活支援(食事の介助、見守り、マナー指導、季節や場にふさわしい衣服調整、居室や建物の環境整備等) ○学習支援(宿題の確認に加え、各人に合った学習環境を提供) ○余暇活動(遊びの提供、公園への引率等) ○保健衛生指導(うがいや手洗い、検便の声掛け等) ○進路指導(学校選択に必要な情報提供や学校見学の引率等) ○健康管理 ○グループワーク(行事、子どもの自主的活動) ○学校との連絡調整、PTA活動への参加 ○地域活動への参加(補導員、町内一斉清掃等) ○保護者への連絡(家庭支援専門相談員の指示を受けて連絡する事がある) ○児童居室及び物品の管理(文房具や衣料等) ○文書記録(育成記録、養護日誌等)の整備 ○防火管理、災害対策の実施(防災計画策定、防災訓練の計画と実施) ○アフターケア |
| グループホーム | ホーム長 | ○ホームを代表し、日常のホーム運営の責任者 ○ホーム職員の労務管理(勤務表作成等) ○ホーム児童に対する日常生活支援を主導 ○ホーム行事の企画と実行の責任者 ○設備、備品の保守管理 ○ホームの事業計画の進行管理 ○ホーム職員の指導育成 ○学校、地域との連携に関する業務を主導 ○その他施設長が必要と認めた業務 |
| | グループホーム担当職員 | ○自立支援計画書の策定と実施(自立支援計画策定マニュアルに沿って) ○生活支援(食事の介助、見守り、マナー指導、季節や場にふさわしい衣服調整、居室や建物の環境整備等) ○学習支援(宿題の確認に加え、各人に合った学習環境を提供) ○余暇活動(遊びの提供、公園への引率等) ○保健衛生指導(うがいや手洗い、検便の声掛け等) ○進路指導(学校選択に必要な情報提供や学校見学の引率等) ○健康管理 ○グループワーク(行事、子どもの自主的活動) ○学校との連絡調整、PTA活動への参加 ○地域活動への参加(補導員、町内一斉清掃等) ○保護者への連絡(家庭支援専門相談員の指示を受けて連絡する事がある) ○児童居室及び物品の管理(文房具や衣料等) ○文書記録(育成記録、養護日誌等)の整備 ○防火管理、災害対策の実施(防災計画策定、防災訓練の計画と実施) ○アフターケア |
| | グループホーム支援員 | ○グループホーム入所児童及びファミリーホーム委託児童からの苦情解決及び人権擁護 ○グループホーム等専任職員からの相談対応及び助言・指導 ○グループホーム入所児童及びファミリーホーム委託児童の自立支援計画作成等に係る支援・助言 ○各種情報収集・提供 ○緊急時対応・支援 ○その他グループホーム等の運営に必要な支援 |
| 食生活 | 栄養士 | ○献立表の作成 ○嗜好調査の実施 ○食材の発注に係る業務 ○給食調理 ○子どもへの食育指導 ○実習生への指導 ○食品倉庫、調理室の管理 ○その他施設長が必要と認めた業務 |
| | 調理員 | ○給食調理 ○おやつ作り ○食品倉庫、調理室の管理 ○その他施設長が必要と認めた業務 |
| 専門職 | 治療指導員(心理士) | ○ケースカンファレンスへの参加 ○子どもの面接、心理ケア ○職員に対してケア技術に関する指導助言 ○生活場面での子どもの状況観察及び職員へのコンサルテーション ○心理治療プログラムの立案、実施 ○治療的環境づくり ○その他施設長が必要と認めた業務 |
| | 心理士 | ○ケースカンファレンスへの参加 ○子どもの心理面接、心理治療 ○その他施設長が必要と認めた業務 |
| 事務 | 事務員 | ○出納責任者 ○小口現金取扱者 ○経理、財務業務 ○庶務業務 ○その他施設長が必要と認めた業務 ○職員健康診断 |
| | | ○小口現金取扱者 ○その他施設長が必要と認めた業務 |
| | 囃託医 | ○医師としての業務 ○かかりつけ医 |
| | 囃託医 | ○医師としての業務 ○専門機能向上に係る業務 |

7. 会議

会議を施設運営の中心に据え、会議ごとの目的達成に向けて参加する職員が協力する。

会議の種類と目的等一覧

| 名称 | 目的 | 参加者 | 開催頻度 | 備考 |
|--------|--------------------------------------|------------------------------|-------|-----------|
| 職員会議 | 松風荘に関するあらゆる事項を議題とし、意志決定と承認を目的とする | 職員全員 (パート従業員、嘱託医師を除く) | 月一回 | 献立会議を含む |
| 経営会議 | 施設運営に係る重要案件(予算、人事等)や将来構想を検討協議する | 施設長 副施設長 養護課長 | 月二回 | |
| 運営会議 | 施設運営に係る案件について少人数で検討協議する。職員会議前の検討事項中心 | 管理職、専門職、主任、 ホーム長、GH支援員(1) | 月一回 | |
| 養護会議 | 児童の支援に係る事項や全体行事計画を検討協議する | 管理職、専門職、生活支援 担当職員 | 月一回 | ケース会議を含む |
| リーダー会議 | 養護会議前に子どもに係る案件について、検討協議する | 管理職、ホーム長、主任 (副主任) | 月一回 | グループごとに開催 |
| 生活支援会議 | 児童に関する情報共有や生活上の諸課題についての検討を目的とする。 | 生活担当職員、専門職 | 月二～三回 | |
| 食生活会議 | 食生活を担ううえで必要な情報を共有し、検討課題について協議する。 | 栄養士、調理員、本園主任 (または副主任)、管理職 | 月一回 | |

III. 権利擁護

権利擁護という視点で見たとき、児童養護施設は入所している児童とその家族にとって最後の砦ともいわれる。子どもの貧困や児童虐待、ドメスティックバイオレンスなど、入所以前の暮らしの中ではその人権が著しく蹂躪されていたケースが多い。児童養護施設が権利擁護を基盤とした支援を展開する事が求められているのは、こうした背景にもよる。

職員の人権意識を高める取組

- ①4月の職員会議では、東京都社会福祉協議会児童部会が作成した倫理綱領を読み合わせる。
- ②全国社会福祉協議会が作成した「児童養護施設のための人権擁護チェックリスト」を実施。

権利擁護を進めるための仕組み

入所児童やその家族からの苦情に対応する為に、苦情解決のしくみ実施要項を定める。第三者苦情解決員の方には、入所児童と一緒に食事をとってもらえる機会を設けるなどして、子どもたちの生活の様子をみていただき、担当職員や施設長との懇談の時間を設ける。

◆苦情解決責任者

施設長 村松信知

◆苦情受付委員

養護課長 加藤美奈

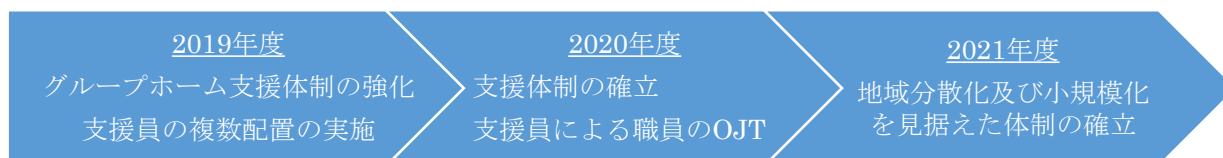
◆苦情解決のための第三者委員

真野照英氏（司法書士） 西山知津子氏（児童委員） 杉山 互氏（地域相談員）

IV. 中期計画

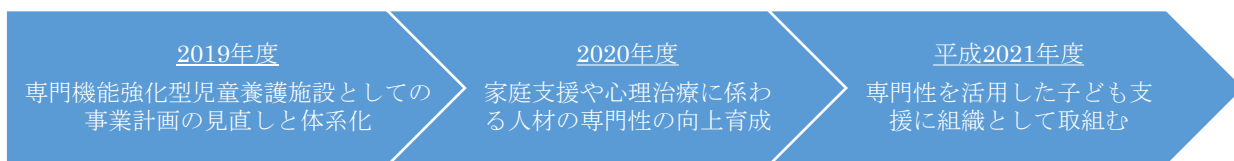
1. 人材育成

地域分散が進んだ施設では、各グループの責任者（チームリーダー）養成と職員のスキルアップが必要となる。小規模化した養育単位での子どもの育ちを理解し、チームアプローチを実践できるような人材の育成に努める。そのためには、職員個々に求める業務や必要なスキルを、OJT、OFF-JTを実施し、育成に努める。



2. 専門機能型児童養護施設としての組織力の向上

家族再統合や心理治療など、専門性を高める手段として外部講師を招き、ケースカンファレンスを年4回実施し、取り組みを活性化させ、検討力を養う。



V. 運営管理に関する事業計画

① 事業計画と予算の運用

職員による事業総括をもとに、新たな事業計画をたて、計画に見合った予算を作成し運用する。

② 危機管理体制の整備

ヒヤリハットの収集と会議での報告を通して危機管理意識の向上に取り組み、事故予防対策を施設のシステムとして構築する

③ 施設サービス評価事業の実施

第三者機関によるサービス評価を受審し子どもの権利擁護と生活の質の向上を図る。また、評価結果の公表により、施設運営とサービス提供の透明性の確保を担保する。

④ 苦情解決のための仕組みを活用

苦情は、サービス向上のスタートと捉え、子どもの権利擁護とサービスの向上を目的として実施する。入所児童とその家族からの苦情を受け付け、解決に向けて第三者委員会を常設する。第三者委員には、子どもとの夕食会を通して話しやすい関係性を作ってもらおう。

○第三者委員の氏名等：・真野照英氏（司法書士） ・西山千津子氏（児童委員）
・杉山 互氏（地域相談員）

○第三者委員との会食：5月から6月にかけて本園にて実施
10月から11月にかけてグループホームにて実施

⑤ 自立支援計画の策定と評価

児童相談所との機関連携や施設内での多職種連携を通して丁寧にアセスメントし、支援計画を策定する。また、子どもとその家族の状況は、成長や社会的、医療的要因によって刻々と変化する事から、常に見直し出来るものとし、半期に一度（10月に）は、全ケースを対象に支援計画の見直しを行う事とする。そして、3月には年度末評価を実施する。

○策定に向けた手順



⑥ 職員健康管理の推進

健康診断を年2回実施。健康の自己管理を目的とした衛生推進会議に講師を招き年1回開催する。
○平成31年度のテーマは、「職員の体調管理」とする。

⑦ 互助会により、新年会、送別会、歓迎会を実施するなどの福利厚生を図る。また、インフルエンザ予防接種に係る費用は施設負担とする。

⑧ ボランティア受け入れ

入所児童の生活（遊びや学習）の充実や地域との交流促進を目的にボランティアを受け入れる。ボランティア受け入れ実施要項を準備し、これに沿って受け入れを行う。

○ボランティア受け入れ状況（予定）

| | 人数 | 主な活動内容 | 活動場所 |
|-----------|----|-----------|-------|
| アロマボランティア | 2人 | アロマセラピー | 本園、分園 |
| 学習支援 | 4人 | 個別学習指導 | 本園 |
| 余暇支援 他 | 3人 | 生け花、散髪、遊び | 本園、分園 |

⑨ 実習生受け入れ

保育士資格や社会福祉士受験資格の取得を目指す学生を実習生として受け入れる。受け入れには養成校との契約が必要となる。養成校の教員との連携のもとに指導し、社会的養護への理解を深める。又、実習生として優秀と認められ、児童養護施設で働く意思のある場合や資質が認められる場合においては、ボランティアやアルバイトなどとして継続して関わりを持ってもらえるように働きかける。

○平成31年受け入れ予定

| 資格種類 | 受入校数 | 受入人数 |
|-----------|------|------|
| 保育士資格 | 15校 | 21名 |
| 社会福祉士受験資格 | 3校 | 3名 |

⑩ 職員研修・学習会の充実

職種ごとの研修に加え、児童養護や児童虐待といった実践的テーマはもちろんのこと、子どもの貧困や子育て支援といったテーマも含め、施設全体の養護内容を豊かにするために園内外の研修や学習会に職員を派遣する。研修担当者が派遣の案を作り、施設長がこれを了承する。または、職員自らが希望する研修への派遣を申し出ることにもできる。派遣には施設長の了解が必要。

外部研修派遣計画

| 月 | 研修名 | 主催者 | 参加者 |
|-----|--------------------------------------|---|-----------------|
| 4月 | 法人新任研修 | 社会福祉法人共生会 | 富田・見崎・鈴木優 斎藤 |
| 5月 | | | |
| 6月 | 中堅職員研修 子どもの虐待防止セミナー | 東京都社会福祉協議会児童部会 子どもの虐待防止センター | 樋口さ・鈴木拓 川崎 |
| 7月 | 関東ブロック施設長研究協議会 | 関東ブロック児童養護施設協議会 | 施設長 |
| 8月 | | | |
| 9月 | 新任研修 児童養護施設指導者研修会 子どもの虐待防止セミナー | 東京都社会福祉協議会児童部会 子どもの虹情報研修センター 子どもの虐待防止センター | 富田・見崎・鈴木優 布施 |
| 10月 | 関東ブロック児童養護施設職員研修会 | 関東ブロック児童養護施設協議会 | 市川 |
| 11月 | 全国児童養護施設長研究協議会 | 全国児童養護施設協議会 | 施設長 |
| 12月 | 社会的養護を担う児童福祉施設長研修 | 全国児童養護施設協議会 | 施設長 |
| 1月 | 児童福祉施設指導者合同研修 スーパービジョン研修 | 子どもの虹情報研修センター 全国社会福祉協議会 | 樋口よ 檜垣 |

| | 性教育研究会学術大会 | 性教育研究会 | 性教育委員 |
|----|---------------|----------------|-----------|
| 2月 | 給食現任訓練 | 東京都社会福祉協議会児童部会 | 佐藤梓（栄養士） |
| | 新任職員フォローアップ研修 | 東京都社会福祉協議会児童部会 | 富田・見崎・鈴木優 |
| | 家庭支援専門相談員研修 | 全国社会福祉協議会 | 家庭支援専門相談員 |
| | スーパービジョン研修 I | 東京都社会福祉協議会 | 布施 |
| 3月 | | | |

○園内研修については、専門機能強化についてのページを参照

VI. 家庭支援事業計画

基本方針

平成 31 年も家庭支援専門相談員の配置は 2 名であり、ケースに応じて、家庭調整を進めていくことが大切であり、分担しながらの対応ができると思われる。

専門職としてのファミリーソーシャルワーカーの位置づけで、児童相談所、関係機関と連携しながら児童と家族全体の支援を行ない、親子関係の再構築及び家族再統合の促進を図り、子どもとその保護者との家族環境においては、慎重な対応が必要であるので留意しながらの対応を図っていく。

子どもが親をどのように理解し、受け入れていくのか、親がどのような存在なのか、その課題を解決し、乗り越えることで、子どもの自立を促し、子どもの権利をしっかりと守り、親子関係をつなぎ、生活の安定に活かしていく支援をし、新たな親子関係の再構築を行なっていく。

1. 家族再統合の為の支援（養育相談、養育支援、家族支援、家庭訪問 他）

保護者に対して、今後の方向性や目標を共有し働きかけを行なっていく。子どもに対する支援だけでなく、子どもの健やかな成長、発達、自立の為には、保護者ごと支える視点が不可欠であり、その観点から保護者に対する助言、支援等を行ない、寄り添い続ける支援をしていく。

保護者の相談を聞くことで、安心感を与えると同時に信頼関係を築いていき、保護者と施設で共に子育てをしていく。

定期的に子どもの状況を報告し、児童相談所と連携をとり、家庭訪問も実施して、保護者の生活状況は丁寧に対応し、各関係機関とも連携を進めていく。そのうえで、長期休みの面会、帰省の実施も行ない、親子交流を図り、再構築に向け、取り組む。

ケースに応じては、関係者会議を行ない、早めの対応に心掛けていく。

家庭復帰の見込みのあるケースは、週末帰省も検討し、円滑な家庭復帰をさせていく。

2. 児童相談所関係機関との連携

福祉司との連携は、定期的にとり、子どもの様子も定期的に伝えていくが、児童相談所の福祉司と連絡がとれないことが多々あるため伝言し、見解の違いがないような連携に強化をしていく。

3. その他

① 会議などを活用し、子どもと保護者の情報共有を図り周知をしていく。

また、担当職員、自立支援コーディネーターとの情報共有も図り、子どもを支援していく。

② 家庭支援専門相談員の研修には積極的に参加していく。

③ 家庭支援の書類に関しては、アセスメントシート、業務日誌など、丁寧に作成していく。

VII. 生活支援事業計画

■ 本園

<運営方針>

家庭的養護を推進し、被虐待児童や処遇困難児童に対し治療的養護を目指す。家庭的な雰囲気は残しながらも集団生活であることも踏まえ、お互いを尊重し、助け合える仲間づくりを作る。特に安心・安全な生活環境を提供するため、虐めや暴力のないように支援していく。いつでも来客対応が出来るよう、気遣い、心配りを怠らずに清潔感を保つ。児童の希望に沿いながら本園ならではの多種多彩な行事運営をおこない、社会性や集団性、経験、体験を積みながら集団形成、共有した思い出作りをおこなう。

<支援方針>

①児童対応

発達に偏りがある児童や複雑多様化した児童の問題に対し生活支援部を中心に専門職との連携を図り治療的な支援を目指す。

高齢児については自立が出来るよう自己決定、自己覚知を促すよう個別対応を中心に丁寧な支援を行えるようにする。生活支援員のコミュニケーションを活発にし、統一した支援方針の作成を行い、処遇スキルの向上を目指す。報告・連絡・相談を徹底し、一人で処遇をするのではなく、チームで児童の育成に努める意識を高める。

高齢児を中心にお互いに育みあう雰囲気大切にしながら集団形成を行う。学期初めと終わりに家族会議を実施していく。行事の企画・運営を主体となり行う。

基本的な生活習慣の確立と、集団生活であることを念頭に置きながら自立を助ける決まり事を児童と共に見直しを行いながら、現状に合わせた生活の決まりを設定する。

児童間の関係については虐めや暴力がない安心・安全な生活を保障する為、児童の関係性を常に把握する。児童の居室は他児の出入りは禁止として、プライバシーと安全な空間づくりをする。生活支援会議で定期的に相関図を作成し児童の関係性を共有する。また、児童がトラブルになりそうな時間帯や場所を把握する。

②学習対応

個々の能力に合わせた学習支援を行う。中学生については毎日1時間、学習する時間を設定し塾も利用しながら基礎学力を身につける。毎日の宿題や未提出物がないように確認しながら支援する。受験生には自立するときの生活や高卒後の進路もイメージさせながら早期決定を行えるよう学力の向上を促す。日々の宿題とともに基礎学力の向上、定着を家庭学習を中心に行う。必要に合わせて学習ボランティアの活用も検討し、学習環境の整備を行う。

③行事

児童の希望を聞き取りながら行事を通し思いやりのある集団作りを行う。企画行事を中心に意図的な個別対応や社会性を身につける。誕生日会については児童の生まれた日に実施する。

※行事計画

| 行事名 | 目的 |
|---------|-----------------------|
| GW 行事 | 年度当初の集団形成の場として行事を行う。 |
| 夏キャンプ | キャンプを通し体験、経験を積む行事を行う。 |
| 冬休み宿泊行事 | 帰省のない児童を中心に宿泊行事を行う。 |
| 春行事 | 冬・春ならではの行事を実施する。 |

④入所について

事前面会から入所当日まで同じ職員が丁寧に対応し不安感の軽減をする。入所1カ月は日記を職員と行い、集団になじめるように配慮した支援を行う。

<業務方針>

生活支援部会議は主任・副主任が司会を行い全体的に活発な意見が出せるよう配慮しながら効率の良い会議運営を行う。共通の認識を持ち、統一した処遇を決定し遂行できるようにする。全日、生活支援部会議を行う際には、児童の様子を担当職員から報告し情報の共有を行う。

各副業務は在庫切れがないように、受け払い簿を付けながら在庫管理を行う。衣料品は季節に合わせた衣料品を適切に選択することを心掛ける。また、日用品も含め物を大切にすることを教えていく。

予防接種については一覧を用い接種状況を把握しながら漏れのないように実施。

1回/月の火災避難訓練を実施する。地震避難訓練は2回/年 夜間想定避難訓練1回/年を実施する。新規入所時や部屋替えの際に防災袋の点検を実施する。

<職員間連携>

コミュニケーションを大切にしながら円滑なチームワークを形成する。指示系統を確立し、いつでも相談し解決できる体制を整える。統一した支援を行うことを念頭に個々の処遇向上を目指すためにも信頼し尊重しあえるチーム作りを行う。

新規採用職員にはチューター制度を取り入れながら業務の定着、処遇スキルの向上に努め謙虚な姿勢を持ち自己研鑽に努め、責任感を持った人材育成を行う。

<他部署との連携について>

他部署との連携を深め、食生活会議などの他部会議に参加する。F S W・自立支援コーディネーター・心理との情報交換・相談も積極的に行い、本園全体で児童を育てる意識を大事にする。

■ 第一分園（パインツリー）

<運営方針>

男女縦割りのホームを地域社会の中で家庭的擁護を実践する。児童の心身ともに健全な発育を促すために児童との対話を行っていきながら児童の最善の利益と権利擁護を図る。自発的な行動を促しながら社会的な自立、生活習慣の確立を目指す。共同生活であることを念頭に他人に迷惑をかけない生活、また協力して他人を助ける気持ちを育てていく。南本郷町での生活が3年目となるため、地域参画には積極的にいきさらなる地域の理解、連携を深めていく。

<支援方針>

①児童対応

児童にはお互いを尊重し、穏やかな生活を送らせていく。生活習慣を整わせ自立に向けての礎を築く。生活に必要なルールの見直しを図りながら他者の迷惑を考え、利己的な考えに陥らないような人格形成を育てていく。被虐待児が多いため、心理的サポートなど、児童の自主性を尊重し多職種との連携を踏まえた支援を実践していく。個別対応を重視しながら児童の能力、特性に合わせた支援を行う。そのためにはチームワークや職員間の連携を強化し、児童職員とも相互理解のもと支援を行っていく。

混合ホームではあるが女兒の割合が多く、被虐待児童の割合も多いことから児童相関図の把握や職員間での共有を怠らず、いじめや陰険な意地悪がないように見守っていきたい。小学生も高学年となるため、性差を意識しながら性的問題に発展しないよう距離感や関係性には注視していきたい。お互いに思いやりを持ちながら協力し、雰囲気の良い児童間の関係性を築いていく。他ホーム児童との関係も兄弟分離となった児童には兄弟の交流も視野に入れ、異性関係に事故が起こらないよう良い関係での交流を行う。ホーム未経験児童がはやくホームの生活に慣れるよう配慮していく。

②家庭との交流

家庭復帰が見込まれる児童には段階的な家庭復帰プログラムをF S Wと連携しながら行っていく。高校受験の児童に対しては家庭学習を中心に学習環境を整え、希望高校へ進学できるようにする。保護者がいる児童には定期的な連絡をしながら児童の状況を伝え、定期的な面会、帰省、交流を行う。児童相談所との連携もとりながら関係者会議、保護者の状況の把握など情報の共有化を図る

③学習対応

小学生の学習は宿題を中心に丁寧に行うよう支援していく。長期休みには苦手分野や基礎学力を向上するため宿題を早期に終え、ドリルや教材を活用していきたい。中学生は受験生となるため早期に進路希望先を決定し、学習意欲を高めるようにしていく。学習塾も継続的に通い、長期休みの講習なども必要に合わせ行いたい。1時間学習は時間に問われず内容を確認し、学校の未提出課題がないよう支援をしていく。定期テスト前は学習に集中して取り組めるよう他児にも協力を仰ぎながら環境整備を進めていく。高校生は自主性を尊重しながら定期テスト期間の把握を行い、学習するよう随時促していく。各学校とは連携を密にとり、学校生活の様子や現れなどを共有していきたい。

④行事

児童の希望に沿いながら体験や経験を積ませる行事を企画し、思い出に残る楽しい行事を行っていく。休日や長期休みにも地域のイベントなどの情報を集め参加を促していきたい。高齢児童には社会性や自立心を養うためにも高齢時合宿やインターンシップなどの活用も行っていく。調理も身近になるため、食生活への興味を増やししながら食育を行う。調理実習も定期的に取り入れていく。

※行事計画

| 行事名 | 目的 |
|---------|-----------------------------------|
| GW 行事 | 初めての集団行事として仲間づくり、協力体制を作る。 |
| 夏キャンプ | 長期休みに普段できない宿泊行事を行い、みんなで思い出を作る。 |
| 冬休み宿泊行事 | 児童の希望に合わせて日帰りか宿泊行事を行い、季節感ある行事を行う。 |
| 春行事 | 体験、経験を積ませるため、楽しい思い出をみんなで年度末に作る。 |

<業務方針>

調理に触れる機会を増やし、食に対する興味関心を広げていく。買い物から一緒に行くことで食材や食事に関する話題を増やし食育を行う。平日は調理補助職員がいることで学習支援にも丁寧に行いながら、栄養のある温かい食事の提供を行う。食事マナーも身に着けながら楽しく美味しい食卓にすることを心掛ける。

児童の衛生面、特に身辺整理には留意し清潔感を持たせ、健康面でも自己管理が行える児童を育む。居室のみならず、共同スペースも清掃しながら環境整備を行っていく。感染症には気を付け、換気、除菌、手洗いうがいの励行など日ごろから衛生観念を身に着けさせる。受診に際しては薬の管理を行い、適切な投薬治療ができるよう心掛ける。

常日頃から防災意識を養い、月一回の火災避難訓練、地震や津波を想定した訓練も定期的に行う。災害時に備え、防災袋のチェックや防災設備、避難場所の確認なども児童とともに共有していく。地域の防災訓練にも参加していく。

日用品や医薬品などの在庫切れがないよう、適切に備品の管理を行う。被服も季節に合わせた着衣を心掛け、適切な被服購入を行っていく。靴などの個別用品については洗いなどの管理を行い、購入も一覧表を使いながら過不足なく行っていく。

業務は丁寧に行うことを基本としながら、ミスが起きた際にはホーム全体で問題改善に努める。事故防止に努めながら、環境整備を行い、安全安心した生活、清潔感あるホームにしていく。

<職員間連携>

ホーム内では毎日の引継ぎを丁寧に行うとともに、日ごろから児童の情報を共通認識とするために些細なことでもコミュニケーションとりながらチームワークを高めていく。他職種との連携も大事にしながら報告・連絡・相談を密に行う。特に一人で決めずに相談をしながら相互理解したうえで、決めていく。

ホーム会議では児童の情報の確認と予定の把握に努めていきたい。また相談のできる場としてホーム職員以外の第三者の参加もお願いし、客観的な視点でのご意見も伺い、より良い支援につなげていきたい。各会議の決定事項の確認、報告も行いながら、効率的かつ、活発な会議運営を行っていく。

ホーム職員間だけでなく、多職種との連携を深め連絡・報告を密に行いたい。F S Wや自立支援コーディネータや栄養士とは児童の支援に直結する部分が多いため、意見交換、相談を多く取っていきたい。心理士とは客観的な視点でみてもらい、児童に対する見方、虐待への回復方法などの連携をとっていきたい。

<その他>

様々な経験や人とのつながりを大事にするうえでもボランティアの活用は児童の成長に幅を広げる。今年度も適切なボランティアを多く求めていきたい。現在お願いしているボランティアにはより長く継続できるようなボランティアとのコミュニケーションも多く取っていく。実習生については女兒中心のホームであることから男性実習生の受け入れを原則的には日勤の受け入れとしたい。その他実習生には小規模化、家庭的養護の実践も踏まえながら次世代の職員育成となるよう受け入れをしていく。

子ども会、生徒会の活動や町内祭りなど積極的に参加し、引き続きご理解とご支援を賜れるよう関係性を継続していきたい。南本郷町での生活が3年目であるためパインツリー中心に町内会と関わりながら地域の一員、町内に必要とされるホームの運営を行っていく。

■ 第二分園（ツインリーフ松風）

<運営方針>

地域社会の中で家庭的な養護を実施し、社会性や豊かな人間性を育む。丁寧な関わりを通して、児童の情緒の安定及び心身の発達を図り、社会的自立に向けた支援を行う。自立支援を行う中で、児童が自己選択・自己判断・自己決定が出来る力を育てる。

<支援方針>

①児童対応

家庭的な生活を通し、職員との信頼関係を基に協力して生活を築きながら、発達段階に応じた生活体験を充実させる。一人ひとりの自立に向けて年齢相応に応じた自立への取組みを行い、社会人としてのマナーを身に付けさせる。また、地域での生活を通して社会性を身に付け、地域社会との繋がりを体験させる。児童間ではお互いに認め、助け合いの心を持った仲間作りを目指す。

③ 家庭との交流

家族再統合を目標に、家庭支援専門相談員を中心に家庭や児童相談所、関係機関との連携を行う。進路選択を控える児童に関しても、情報共有を行いながら最善の進路に進められる様に支援をする。面会・帰省についても定期的に実施出来るよう調整を行う。

③学習対応

個々の能力に合わせた学習支援を行う。中学生については毎日1時間学習する時間を設定し、塾や学習ボランティアを利用しながら基礎学力を身に付ける。受験を控えた児童には、家庭学習に加え塾の活用をし、希望する進路につなげられる様に支援する。

高校生については、社会経験を積むと共に、進路に向け必要な知識の習得を図る。

④行事

行事を通して思いやりの心と協調性を養い、社会性を育てる。児童が主体的に計画を立て、全体で楽しむ事が出来る行事を行なう。体験的な行事を行い、知的好奇心を高めていく。

児童の誕生日には全員でお祝いをし、仲間意識を育む。

※行事計画

| 行事名 | 目的 |
|---------|---|
| GW 行事 | 集団形成を目的とする。 |
| 夏キャンプ | 日常生活では体験出来ない事を、宿泊行事を通して体験する。協調性・思いやりの精神を育む。 |
| 冬休み宿泊行事 | 冬ならではの行事を通して、季節感を養う。また、チャレンジ精神を養う。 |
| 春行事 | 楽しい思い出作りと次年度の集団形成を目的とする。 |

<業務方針>

生活や行事を通して調理を進んで行う環境を作っていく。特に自立を控える児童には、買い物や調理実習を行い一人暮らしを見据えた支援を行う。

平日の夕食作りに調理職員の調理補助が入り充実した温かい食事の提供を行っていく。空いた時間で児童対応を丁寧に行う。食事マナーを身につけ好き嫌いをしない様に食育にも取り組んでいく。

衛生面では、年2回の健康診断を実施する。うち、一回は学校の健康診断とする。健康管理については、食事や睡眠、感染症についても意識を持たせる。児童の服薬に関しては医師の指示を守り、職員の引継ぎを宿直日誌で行い服薬漏れが無いように注意する。常備薬は定期的な在庫確認を行い、品質管理や在庫管理に努める。爪きりや散髪、居室の整理整頓等、生活の中で意識付けを行っていく。

防災の取組みとして、月に一回の火災避難訓練を実施する。また、年に2回は地震を想定した避難訓練も実施する。地域防災訓練に参加をし、災害時の避難方法を学ぶ。防災設備や備品の管理を実施する。

<職員間連携>

コミュニケーションを大切にしながら円滑なチームワークを形成する。自己判断せず、報告・連絡・相談を徹底し、統一した支援を行えるチームを目指す。

緊急事態が発生した際は、フローチャートを基に迅速な報告・連絡・相談を行い、応援体制を組み対応できるようにする。家庭支援専門相談員・自立支援コーディネーター・心理チームとの情報交換、相談も積極的に行い、子どもの支援にあたる。

<その他>

地域との関係において今年度は組長を行うことになっている。また、中学校の役員として、地区連絡委員と補導委員を依頼されている。積極的に地域活動に参加をし、子どもの支援に繋げて行きたい。児童養護施設の事をもっと理解してもらおう為にも、職員一人ひとりが、発信者となって社会の理解を得られるようにしていく。

事故防止の観点から、ヒヤリハットの検証を行い再発防止に高い意識を持って取り組む。

ボランティアについては、児童に合ったボランティアを選定し、積極的に受け入れをして行く。

■ 第三分園（もちのき）

<運営方針>

男女縦割りのホームを地域社会の中で家庭的擁護を実践する。児童の心身ともに健全な発育を促すために児童との対話を行っていきながら児童の最善の利益と権利擁護を図る。自発的な行動を促しながら社会的な自立、生活習慣の確立を目指す。共同生活であることを念頭に他人に迷惑をかけない生活、また協力して他人を助ける気持ちを育てていく。本体施設から近い事で応援体制を結びやすいので、本園との関係を密にしていく。

<支援方針>

①児童対応

児童にはお互いを尊重して、穏やかな生活を送らせていく。生活習慣を整わせ自立に向けての礎を築く。挨拶の徹底を図り、生活に必要なルールの見直しを行いながら他者の迷惑を考え、利己的な考えに陥らないような人格形成を育んでいく。

被虐待児が多いため、心理的サポートなど、児童の自主性を尊重し多職種との連携を踏まえた支援を実践していく。個別対応を重視しながら児童の能力、特性に合わせた支援を行う。チームワークや職員間の連携を強化し、児童、職員ともに相互理解のもと支援を行っていく。

混合ホームではあるが女児の割合が多く、被虐待児童の割合も多い事、前年度に比べ小学校低学年児童も増える事から児童相関図の把握や職員間での共有を怠らず、いじめや陰険な意地悪がないように見守っていく。高齢児の男女もいる為、性差を意識しながら性的問題に発展しないよう距離感や関係性には注視していく。お互いに思いやりを持ちながら協力し、雰囲気の良い児童間の関係性を築いていく。他ホーム児童との関係も、異性関係に事故が起こらないよう良い関係での交流を行う。ホーム未経験児童がはやくホームの生活に慣れるよう配慮していく。調理も身近になる為、食生活への興味を増やしながらか食育を行う。

②家庭との交流

家庭交流が出来る児童には、F S Wと連携しながら交流を行っていく。高校卒業後の親子交流についても児童相談所と連携を取り、よりよい結果になるよう尽力する。保護者がいる児童には、定期的な連絡をしながら児童の状況を伝え、定期的な面会、帰省、交流を行う。児童相談所との連携もとりながら関係者会議、保護者の状況の把握など情報の共有化を図る。

④ 学習対応

小学生の学習は宿題を中心に丁寧に行うよう支援していく。長期休みには苦手分野や基礎学力を向上する為、宿題を早期に終え、ドリルや教材を活用していきたい。中学生は、中学1年生から勉強に躓かないよう1時間勉強を活用しながら基礎学力の定着を図る。必要であれば塾も検討していき、学力向上に努めていく。また、学校の未提出課題がないよう支援をしていく。定期テスト前は学習に集中して取り組めるよう他児にも協力を仰ぎながら環境整備を進めていく。高校生は、今年度卒業に伴い、後悔のない選択が出来るよう何度も話し合いを設けていく。また、進路の幅を増やせるように成績向上を図り、定期テスト期間は学習するよう随時促していく。各学校とは連携を密にとり、学校生活の様子や現れなどを共有していきたい。

④行事

児童の希望に沿いながら体験や経験を積ませる行事を企画し、思い出に残る楽しい行事を行っていく。休日や長期休みにも地域のイベントなどの情報を集め参加を促していきたい。高齢児童には社会性や自立心を養うためにも高齢時合宿やインターンシップなどの活用も行っていく。

※行事計画

| 行事名 | 目的 |
|---------|-----------------------------------|
| GW 行事 | 初めての集団行事として仲間づくり、協力体制を作る。 |
| 夏キャンプ | 長期休みに普段できない宿泊行事を行い、みんなで思い出を作る。 |
| 冬休み宿泊行事 | 児童の希望に合わせて日帰りか宿泊行事を行い、季節感ある行事を行う。 |
| 春行事 | 体験、経験を積ませるため、楽しい思い出をみんなで年度末に作る。 |

<業務方針>

調理に触れる機会を増やし、食に対する興味関心を広げていく。買い物は、児童と一緒にやる事で食材や食事に関する話題を増やし食育を行う。平日は、調理補助職員がいる事で学習支援にも丁寧に行いながら、栄養のある温かい食事の提供を行う。食事マナーも身に着けながら楽しく美味しい食卓にする事を心掛ける。

児童の衛生面、特に身辺整理には留意し清潔感を持たせ、健康面でも自己管理が行える児童を育てる。居室のみならず、共同スペースも清掃しながら環境整備を行っていく。感染症には気を付け、換気、除菌、手洗いうがいの励行など日ごろから衛生観念を身に着けさせる。受診に際しては薬の管理を行い、適切な投薬治療ができるよう心掛ける。

常日頃から防災意識を養い、月一回の火災避難訓練、地震や津波を想定した訓練も定期的に行う。災害時に備え、防災袋のチェックや防災設備、避難場所の確認なども児童とともに共有していく。地域の防災訓練にも参加していく。

日用品や医薬品などの在庫切れがないよう、適切に備品の管理を行う。被服も季節に合わせた着衣を心掛け、適切な被服購入を行っていく。靴などの個別用品については洗いなどの管理を行い、購入も一覧表を使いながら過不足なく行っていく。

業務は丁寧に行うことを基本としながら、ミスが起きた際にはホーム全体で問題改善に努める。事故防止に努めながら、環境整備を行い、安全安心した生活、清潔感あるホームにしていく。

<職員間連携>

ホーム内では毎日の引継ぎを丁寧に行うとともに、日ごろから児童の情報を共通認識とするために些細なことでもコミュニケーションとりながらチームワークを高めていく。他職種との連携も大事にしながら報告・連絡・相談を密に行う。特に一人で決めずに相談をしながら相互理解したうえで、決めていく。

ホーム会議では児童の情報の確認と予定の把握に努めていきたい。また相談のできる場としてホーム職員以外の第三者の参加もお願いし、客観的な視点でのご意見も伺い、より良い支援につなげていきたい。各会議の決定事項の確認、報告も行いながら、効率的かつ、活発な会議運営を行っていく。

ホーム職員間だけでなく、多職種との連携を深め連絡・報告を密に行いたい。F S Wや自立支援コーディネータや栄養士とは児童の支援に直結する部分が多いため、意見交換、相談を多く取っていきたい。心理士とは客観的な視点でみてもらい、児童に対する見方、虐待への回復方法などの連携をとっていきたい。

<その他>

様々な経験や人とのつながりを大事にするうえでもボランティアの活用は児童の成長に幅を広げる為、適切なボランティアを多く求めている。実習生については、実習期間1度だけの体験ではなく、ホーム中心の実習生の受け入れを図っていき、小規模化、家庭的養護の実践も踏まえながら次世代の職員育成となるよう受け入れをしていく。

子ども会、生徒会の活動や町内祭りなど積極的に参加し、引き続きご理解とご支援を賜れるよう関係性を継続していく。

VIII. 自立支援事業計画

1. 基本方針

今年度も、奨学金等を利用し専門学校へ進学自立をした児童をはじめ、貸付制度を利用し就職自立をした児童や、家庭復帰をした児童も居る。そのため、最終担当職員や家庭復帰支援専門相談員と連携し、定期的な連絡や訪問等を行い状況把握に努め、安定した生活が送れるよう支援を行う。また、その他の退所児童についてもSNS等を活用し、最終担当職員等と連携しながら適宜必要な支援を行っていく。

在園児童に対しては、就労・社会参加の準備ができるよう他施設や関係機関、支援企業とも連携し、近隣での職場体験の仕組み作りを更に進めていく。また、進路を控える児童を中心に、必要に応じて奨学金や貸付制度などの情報を伝え、社会的自立ができるよう支援を行う。

児童自立支援計画書についても、職員だけでなく児童本人とも計画や方針が共有できるようアセスメントシートや計画書の見直しを検討していきたい。

2. リービングケアについて

【中学生 進路支援】

* 高校進学児童や新規採用職員が適切に進路選択あるいは支援が行えるよう情報の整理と提供を行う。

【高校生 進路支援】

* 退所後の生活シミュレーションを元に、奨学金や貸付制度などの社会資源の活用方法を伝える。

* 退所前に調理実習を含めた社会生活の準備と自立に向けての心構えを伝える。

【高齢児合宿】

* 中学3年生以上を対象として、自立に向けたプログラムを企画し、高齢児合宿を開催する。

(主な講座)

退所児童からの講話、退所後の生活を見据えたシミュレーション、性教育 etc.

【性教育】

*性教育委員会に参加し年齢に合わせた性教育の個別プログラム、全体プログラムの作成に協力する。

【外部との連携】

*職場体験事業や社会体験を取り入れ、就労・社会参加に向けての事前準備を行う。

3. アフターケアについて

【退所者支援】

*平成30年度 退所児童

| 氏名 | 進路 | アフターケア担当 |
|-------|------------|----------|
| Y. S. | 進学自立（専門学校） | 杉山 |
| K. O. | 就職自立 | 佐藤（英） |
| T. S. | 就職自立 | 山田 |
| D. I. | 家庭復帰 | 横田 |
| S. S. | 家庭復帰 | 加藤（美） |

*最終担当職員と連携し、電話連絡や学校・職場、家庭訪問を行いながら、退所後の生活状況を把握する。

*家庭復帰児童に対する支援も家庭復帰支援専門相談員と連携を図りながら行っていく。

*必要に応じて社会資源の活用を伝えながら、退所児童に対する相談窓口となる。

*連絡がつかないあるいは積極的に支援を望まない退所児童に関しても、他の退所児童や関係機関等を通じて可能な限り生活状況の把握に努め、いつでも対応ができるよう準備をしておく。

【情報共有】

*記録管理システムの掲示板の活用と併せてアフターケア報告として書面を用意し、職員会議や養護会議の場でも退所児童の現況報告を行う。

*退所児童の住所や電話番号が記載された一覧表は、新しい情報が分かり次第更新を行い支援に活用していく。

4. 児童自立支援計画書について

*自立支援計画書の作成に当たり、検討会の設定及び児童への聞き取りなど各担当職員との連携を図る。

・検討会日程（5月下旬 前期分／10月下旬 後期分／2月下旬 年度末評価）

・検討会参加職種（本園職員、各ホーム職員・園長・副園長・家庭復帰支援専門相談員・心理士・個別対応職員・グループホーム支援員・自立支援コーディネーター）

*アセスメントシートを使用し、計画書作成に当たっての児童への聞き取り内容の標準化を目指す。

*各児童相談所とは内容確認書等を用いて、計画内容についての情報共有を深める。

*アセスメントシートの見直しと共に計画書の書式や内容の変更、児童向けの支援計画書の検討・整備を進めていく。

5. その他

【外部研修】

*自立支援コーディネーター委員会やブロック会議等に参加して集めた情報は、他職員が活用しやすいよう精査し提供していく。

【ボランティア】

*本園・各ホームのボランティアニーズを踏まえ、学習支援や余暇支援のボランティア確保のため、ホームページなどを活用しながら広く人材を求めていく。

IX. 心理支援事業計画

1. 個別心理療法の実施

日常生活での支援と並行して、より専門的な児童の心理ケアのために個別の心理療法を行う。プレイセラピーとカウンセリングを手法とし、主にトラウマの治療、発達促進、不適応状態の緩和等を目的とする。

対象：被虐児童・生活適応に課題を抱える児童等

実施場所：本園 心理療法室

日時：心理療法予定表を作成し実施する。1回 30分～50分・月1回～4回

2. 生活場面における心理ケア及び治療的養育環境作り

児童の生活場面である学習、食事、清掃、余暇活動等に参加し、発達や生活適応に課題を抱える児童に対し、心理的側面に配慮した関わりや支援を行う。また、生活場面において児童から訴えがあった場合等に、話を聞き個別の関わりを通じて治療的関わりを行う。

・児童への生活場面面接

児童の状況に応じて、居室及び生活空間において面接を行う。

・生活場面における児童の状況観察

生活場面での児童の生活状況や対人関係を観察し、状況に応じて生活場面面接に繋げ、助言等の心理治療的・教育的介入を行う。児童間や児童職員間の状況をアセスメントし、生活場面の支援に活かす。

・子どもの行動チェックリスト(CBCL)

問題行動を測定する調査票を生活担当職員と協働して実施し、採点、分析、フィードバックを行う。児童の状態や問題行動を把握、アセスメントし生活場面の支援に活かす。

3. コンサルテーションの実施

個別心理療法、生活場面面接での見立てを職員間で共有し、支援に役立てるため会議に参加し、コンサルテーションを行う。

4. 医師との連携

投薬治療中の児童について定期的に児童の様子を伝え医師との連携を図る。また投薬治療を行っていない児童についても気になる様子等を伝え必要に応じて医療機関受診に繋げる。

5. 学校との連携

授業参観や保護者向けの学校行事に参加し、児童の学校生活や学習、友人関係について学校教員と情報交換を行うことで児童の学校不応への予防的介入を行う。また、学校不応児童への具体的なサポートや治療的養育的環境作りに繋げる。スクールカウンセラーとも連携を行い児童の様子を共有し、専門的な心理アセスメントや心理ケアに繋げる。

6. 児童相談所との連携

児童相談所の福祉司、心理士等と児童の見立てや生活場面の様子を報告し共有する。また、精神薬投与中の児童に関して、学期終わりごとに様子報告書を提出し、状況を報告する。

X. 食生活支援事業計画

課題

子どもたちは親や家族と離れて不安な中で生活をしています。松風荘で安心して、豊かな生活ができるよう、子どもたちの声を良く聴き、安全で、おいしい食事を作ります。また、成長期にある子どもたちの発達を保障するために栄養バランスの取れた食事を提供します。

いずれ卒園していく子どもたちが自分で食事作りができ、楽しく、気遣いのできる食卓を囲めるように援助し、食育と危機管理について検討します。

今年度重点テーマ…食事のマナーを大切に

子どもにとって食事をする環境はとても大切で、一緒に食べる周り大人の雰囲気づくりにより食事の時間が楽しいものになります。また、食事時間をともにすることで健康的な食事のあり方や作法を身につけ食育の一環とします。そのような食事時間は、生活リズムをつくり成長と発達を促します。

今の食べ方、食べたものが10年後の子どもたちの健康を左右します。

これまでの取り組みの結果に基づき、肥満、やせすぎ、低体位の子どもの個別支援、高校生の食生活自立への準備とグループホームの支援をします。

※ 子どもたちが「食べる力」は周りの大人の「食べる力=健康への関心」を反映している。子どもたちが十分な力を身につけることができるよう私たち大人も力を磨きます。

※ 平成17年食育基本法の制定

1、子どもの健康と食生活

(1) 毎月の体重、隔月の身長測定

子どもの発育、発達状況、栄養状況、栄養状態、生活状況等について把握し、

評価を行い職員会議で共有する

低体位児童の発達保障 朝、昼、夕食を大切にします

中高校生の発達支援

肥満の改善 本人の自覚と努力と援助（今まで、今、これから）

偏食（大嫌いな食べ物を減らす、一口食べるところから始める）

個人別健康簿の整理（成長曲線）

（2）治療食

医師の指示、本人の食欲を大切にします

（3）アレルギー

医師に診断を求め、その指示に従います。個別対応をします。

（4）外食

食事を通して豊かな生活を築きます

5月 子どもの日（寿司の出前） 7/12 月衣料購入時外食 8月 キャンプ・民宿

1月 民宿、合宿 2月 グループ別外食 3月 卒業外食

（5）食事時間

朝食 6時30分～7時30分 休日7時30分

昼食 12時（11時45分） 15分間は少なくとも席について食べる

夕食 18時30分

そろって食べる時間を大切にします。

登校時間、部活動、アルバイト等にあわせた食事時間の配慮

（6）嗜好調査

献立の希望調べ 献立検討（希望、検討） グループホーム訪問時の聞き取り

(7) 誕生日会

誕生者の希望をかなえます

(8) 行事食

季節の行事食・食材を大切にします。

(9) 食品選び

食品は新鮮で添加物の少ないもの、なるべく国産のものを選びます。

(10) 減塩

子どもの時からの食塩摂取量が生活習慣病につながるので、減塩に努めます。

2、子どもの役割と食事作り

(1) 役割

布巾洗い 小学生低学年

片付け当番 中高生（土日祝）

* 高校生の帰宅が遅れるときの当番検討

(2) 食事作りとお手伝い（調理実習）

お手伝いを盛んに、楽しくなる食事作りを支援します。

自発的で計画的な食事作りを自分と他人のためにできるよう支援します。

(3) 行事食

4月 入学祝い（赤飯、御頭付き鯛塩焼き） 7月 七夕（ちらし寿司）

1月 正月（御節、雑煮）/七草/小豆粥/成人の日（赤飯） 2月 節分（恵方巻）

3月 ひな祭り（ちらし寿司）

(4) おやつ作り

4月桜餅 5月柏餅 9月おはぎ 12月餅つき 3月ぼたもち

3、環境整備

(1) 衛生管理

ねずみ（6回/年）、ゴキブリ駆除（2回/年）

天日干し、食器乾燥機、次亜塩素酸消毒、熱湯消毒

検便（全職員1回/月、児童4回/年、

ノロウイルス検査 本園食生活職員11～3月実施）

中心温度（85℃以上）表面温度（10℃以下）、保存食（2週間）

(2) 掃除

- ・ 毎月集中清掃の実施

（換気扇、冷蔵庫、冷凍庫、食品庫、食品棚、調理器具棚、調理台、ガス台、

シンク下、フィルター等）

(3) 検収

表面温度測定、賞味期限確認、適温保管、産地証明

(4) 物品購入

器具什器 安全で使いやすい食器

個人別（年齢別茶碗、はし、湯のみ、マグカップ）

(5) ゴミ分別、処理

水切りの徹底、ゴミにしない工夫、分別の徹底

4、研修

（県）給食協会、東社協現任訓練、施設見学、給食研究会

栄養士会、保健所研修会、園内研修

5、職員体制

常勤栄養士 1 人、常勤調理師 1 人、常勤調理員 1 人、

調理員パート 1 人、グループホーム 3 時間調理員 3 人枠

役割分担 消耗品購入 ()、バザー ()

6、栄養基準量、食品群別食料構成算定表

別紙

7、地域交流

バザー、クリスマス会（手作りお菓子）

8、飲食物費収入

収入予算（都） 35,607 円/月 1,170 円/日

支出予算

毎月業者 31,000 円 × (12+3) = 465,000 円/月

1,000 円 (160+350+140+350) /日

本園行事費① 640,000 円/年

(全体行事費② 210,000 円/年)

9、記録簿

調理日誌、会議録、検食簿、点検簿、食品衛生管理簿

10、会議

職員会議 (1 回/月)、食生活業務会議 (1 回/月)、調理員合同食生活会議 (2 回/年)

新人職員への調理実習 3~4 人/回を計画

11、朝の打ち合わせ

9 時 30 分～

1 2、災害時の食事と危機管理（食中毒）について検討する

4月 非常食の確認

6月 備蓄食を使用した調理実習（本園、グループホーム調理員合同）

8月 α米（全体での災害食体験）

12月 もちつき

備蓄食 7日分 水 3リットル×7日分=21ℓ/人 $210 \times (30+31) = 12810$

※ 併せて、災害時のディスプレイ容器の棚卸、在庫確認等行う

1 3、子どもの発育、発達状況、栄養状態、生活状況などについて把握し、食事計画を立てる。栄養アセスメント、栄養ケアプランの作成

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長平成 27 年 3 月 31 日

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助および指導について」

（ケアプラン表、自立支援計画作成に参加）

1 4、食育（買い物、食事作り、食事、片づけ）

卒園児童への調理実習

中学、高校生の食育が課題

1 5、グループホームの食生活を支援します毎月グループホームを訪問し、要望を聞き、成長発達の確認と個別対応をします。

2019年 食事摂取基準

2019/4/1

| | エネルギー | たんぱく質 | 脂質 | Ca | Fe | レチノール | VB1 | VB2 | VC | 食物繊維 | 食塩 |
|-------------|-------|-------|------|-----|-----|-------|------|------|-----|------|-----|
| 最大値 15歳男 | 3921 | 85 | 19.5 | 800 | 9.5 | 900 | 1.5 | 1.7 | 100 | 19 | 8 |
| 最小値 5歳女 | 1154 | 23 | 15.8 | 55 | 5 | 450 | 0.7 | 0.8 | 40 | 11 | 4.5 |
| 基準値 | 2500 | 85 | 28% | 800 | *14 | 697 | 1.25 | 1.48 | 87 | 15.8 | 7.2 |

平均年齢 12.1 最大17歳 最小5歳
* Feに関しては女児の最大値を設定

2019年 食料構成

| | 魚肉類 | 乳類 | 卵類 | 野菜類 | 海草 | 芋類 | 果実 | 米/パン類 | 豆類 | 油 |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|-------|----|----|
| 基準値 | 170 | 400 | 50 | 300 | 5 | 130 | 100 | 330 | 50 | 15 |

XI. 委員会活動事業計画

■ 防災安全委員会

1. 方針

(防災部門)

- ・自然災害や火災、津波等による被害から松風荘の児童、職員の安全を確保出来るよう考える。
- ・災害時には被害を最小限に抑えられるよう人命を第一優先とし、さまざまな対策を行い災害に備える。
また、地域住民と協同し復旧・復興対策を行っていく。

(安全対策部門)

- ・児童間の関係性や施設内の死角となる場所や時間帯を把握し、職員間で情報を共有することで、事故を未然に防ぐ取り組みを行う。
- ・ヒヤリハットを検証し、同様の事象が起こらないように努める。
- ・安全運転管理者による、安全運転の教育と公用車の管理を実施する。

2. 取り組み内容

(防災部門)

- ・緊急連絡網の作成、通報訓練の実施
- ・家具等の転倒防止対策、防災バッグ、応急医療セットの内容確認
- ・住所や氏名、連絡先、血液型、服薬の有無など個人の情報が分かる物を作成
- ・本園、各分園での避難訓練の計画と実施
- ・「松風荘・防災の日」として備品や施設内で危険個所がないか確認

年 1 回燃料の交換を実施

- ・児童を含めた総合訓練の実施
- ・非常時の献立見直しの検討
- ・防災備蓄品として電池の購入（在庫管理）

(安全対策部門)

- ・児童間の関係を把握するため、聞き取りを行ない、児童相関図を作成
- ・昨年度の事故報告やヒヤリハットを検証し、今後の事故を未然に防ぐ
- ・運転免許証と任意保険の加入状況の確認を行う
- ・新任職員の公用車使用にあった同乗試験を実施し判断を行う
- ・公用車の維持管理を行う

3. 年間計画

- 4月 緊急連絡網の作成、防災バッグの内容確認
運転免許証と任意保険の提出
- 5月 職員会議で通報訓練を行う
緊急連絡網を実施
不審者対応訓練を実施
- 6月 児童関係の相関図作成の為、児童への聞き取り実施
児童への聞き取りに基づく相関図の作成 ⇒ 養護会議で報告
- 8月 松風荘・防災訓練 炊き出し実施（全児童を対象）
- 11月 職員会議の際に防災備蓄品の点検・試運転
児童を含めた総合訓練を実施
- 2月 事故報告やヒヤリハットの検証
総括・次年度に向けての課題検討

■ マニュアル委員会

1. 目的

職員の業務の向上、効率化を図れるよう、マニュアルの整備をすすめる。委員会主体により研修会を開催し、全職員の資質の向上を目指す。

2. 活動方針

職員の業務の負担に感じている部分をアンケートなど行い、リサーチし、書式の変更、また書類の保管期間などを確認していく。資質向上を図るため、「電話対応ロールプレイ」や「嘔吐物処理方法」など現行マニュアルに沿った形での研修会を開催していく。周知活動として職員会議、養護会議に現行のマニュアルを閲

覧してもらいながら必要に合わせ随時マニュアルの改訂を図っていく。入所児童、在園児童に合わせて作成した「松風荘ってどんなところ？」の活用方法、児童への周知も検討していきながら試行をする。

重点課題

1. 業務負担アンケートにより業務の見直しを図る
2. 職員の資質向上のための研修会を開催する。
3. 「松風荘ってどんなところ？」施行

3. 委員会・マニュアル周知活動内容予定

| 委員会 | 月 | 内容 |
|-----|-----|---------------------------|
| 第1回 | 5月 | 方針検討・「松風荘ってどんなところ？」活用方法検討 |
| 第2回 | 7月 | 業務見直しアンケート作成、試行・研修会開催 |
| 第3回 | 10月 | 業務負担軽減方法を検討する |
| 第4回 | 1月 | 総括検討 |

4. 周知活動予定

| 対象者 | 月 | 活動内容 |
|------|--------|--------------------------|
| 新任 | 4月 | 新任研修にて業務手引き・支援マニュアル読み合わせ |
| 全体 | 6月職員会議 | 消防計画書 読み合わせ |
| 全体 | 9月職員会議 | 危機管理マニュアル読み合わせ |
| 直接処遇 | 1月養護会議 | 支援・業務手引書読み合わせ |

5. 新規マニュアル作成、現行マニュアル改定

周知活動の中や各会議で出された必要性がある新規マニュアル、マニュアル改定を随時行っていく。

■ 性教育委員会

1. 方針

- ・本園・分園共に男女混合で生活している状況がある為、性的問題のリスクは変わらない状況にある。
児童間の関係性や特性を捉え、小集団の中で性教育を高めていく。

- ・職員が正しい性に対する知識の向上を図る為、施設内での性教育の体系化を見直していく。

2. 取り組み内容

- ・本園、各ホームで性教育個別計画を確認し、性教育を2回実施する事を目標とする。
- ・高齢児合宿での性教育実践計画を立てる。
- ・性教育園内研修の実施。
- ・性教育マニュアル内容確認を行い、改定する。
- ・施設内恋愛についての検討。

3. 年間計画

- 5月 年間計画検討・役割分担
- 6月 施設内恋愛・性教育マニュアル検討
- 9月 高齢児合宿での性教育実践計画
- 10月 施設内恋愛・性教育マニュアル検討
- 11月 性教育園内研修
- 2月 総括・来年度の性教育内容検討